

特記仕様書（橋梁定期点検）  
【令和7年度 橋梁定期点検 韮崎市内 48橋】

（適用）

第1条

- 1 本特記仕様書は、山梨県県土整備部設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書で、韮崎市が委託する「道路施設（橋梁）点検業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。従って、業務目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。
- 2 本業務の実施にあたって、特記仕様書に明記なき事項等については、業務委託契約書、現場説明事項及び業務打合わせ書等によるものとする。

（守秘義務）

第2条

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密の保持を厳守し、転用してはならない。

（履行期間）

第3条

履行期間は、契約書に基づくものとする。

（履行場所）

第4条

本業務の履行場所及び対象橋梁は、別紙に示す通りである。

（業務目的）

第5条

本業務は、韮崎市が管理する橋梁の損傷及び変状を早期に把握することにより、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るため、「山梨県橋梁点検要領」に基づく橋梁点検を実施し、効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

（準拠する点検要領・法令等）

第6条

点検においては、次に示す図書・法令に基づくものとする。

- （1）山梨県橋梁点検要領（R1.7）
- （2）道路橋定期点検要領（国交省道路局 R6.3）
- （3）橋梁定期点検要領（国交省道路局国道・技術課 R6.7）
- （4）道路法及び道路法施行規則
- （5）道路法施行令
- （6）道路構造令

（管理技術者）

第7条

受注者は、共通仕様書第1107条で規定する管理技術者を配置しなければならない。なお、本業務の管理技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

- ア、 技術士（総合技術管理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- イ、 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- ウ、 R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- エ、 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級：メンテナンス又は橋梁）
- オ、 コンクリート診断士
- カ、 土木鋼構造診断士

(担当技術者)

## 第8条

橋梁点検は、以下の①～④いずれかの資格を有する者がおこない、一つの橋梁について点検から診断までを同一者がおこなうこと。

① 技術士（総合技術管理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

② 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

③ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

④ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：橋梁一業務：点検）として認められた資格

※④のうち、該当する橋種のみ診断をおこなうことが出来る資格について、点検対象橋梁として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、双方の資格を有していなければならない。ただし同一者に限らない。複数の点検対象橋梁がある場合には、複数の担当技術者を配置しても良い。上記資格を有しない者は点検補助員とする。

(照査技術者)

## 第9条

受注者は、照査技術者について、以下のいずれかの資格を有すること。

ア、 技術士（総合技術管理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

イ、 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

ウ、 R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

エ、 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級：メンテナンス又は橋梁）

なお、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

(打合せ協議)

## 第10条

業務に関する打合せ記録簿の整理は受託者が行い、監督員に提出するものとする。

業務着手時、完了時には必ず管理技術者（共通仕様書第1107条第3項）が立ち会うものとする。また、監督員が指示したときには、設計回数の限りではなく、適宜対応することとする。

(業務に必要な図書の貸与等)

## 第11条

1 受託者は、本業務遂行のため必要な図書については、発注者より貸与を受けるものとする。

2 前項による貸与品の引渡は、標準仕様書に定める材料引渡通知により行うものとし、受託者は貸与品を受けたときは、標準仕様書に定める支給材料受領書を作成して監督員に提出しなければならない。

(業務内容)

## 第12条

本業務の範囲は、次の通りとする。

設計条件は以下を見込むものとするが、業務進行に伴って点検項目を変更したほうが望ましいと判断される場合は、監督員と協議するものとする。

### (1) 計画・準備

共通仕様書第1112条に基づき、業務計画書を監督員に提出する。なお、共通仕様書1112条に定める事項に加え、安全管理計画についても記載する。また、現地踏査の結果等により、記載内容に変更が生じる場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

### (2) 資料収集

業務目的を把握した上で、点検に必要な橋梁台帳等の既存資料を収集整理する。

(3) 現地踏査

点検に先立ち、現地踏査をおこない、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度、点検に伴う交通規制の要否、近接方法等（仮設備や建設機械）について、概況を調査し記録する。

(4) 点検実施計画書作成

現地踏査の結果を踏まえ、速やかに点検実施計画書を作成し、監督員に提出する。なお、点検実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- 1) 業務概要
- 2) 実施方針
- 3) 業務工程（橋梁毎）
- 4) 業務組織計画
- 5) 打合せ計画
- 6) 成果物の品質を確保するための計画
- 7) 成果物の内容、部数
- 8) 使用する主な図書及び基準
- 9) 連絡体制（緊急時含む）
- 10) 使用する主な機器
- 11) その他監督員が必要と認めたもの

現地踏査や関係機関協議の結果を踏まえ、足場、支障木伐採、橋梁点検車運転日数、交通誘導員数、保安施設等について、実施計画書の提出時に監督員と協議する。

(関係機関協議)

第13条

必要に応じて、関係機関に伴い必要となる資料の収集・作成をおこなう。

(橋梁一般図の作成)

第14条

橋梁一般図やマイクロフィルム等の既存資料が無く、損傷図の作成が困難な場合は、現地計測を行い、点検に最低限必要な橋梁一般図を作成する。

(定期点検)

第15条

(1) 状態の把握

点検は、全ての部材についてその状況を把握することが必要であり、原則として全ての部材に手で触れられるまで近接し目視により部材の状態を評価する。必要に応じて、現地計測（補修補強箇所の追加や添架物件の追加等）を実施し、橋梁一般図の修正をおこなう。また、必要に応じて、触診や打音を含む非破壊検査等を併用する。

なお非破壊検査等の対象範囲や方法については「橋梁における第三者被害予想（案）平成28年12月 国土交通省道路局 国道・防災課」を参考にする。

点検は、梯子、点検者、足場等を使用して部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、監督員との協議により、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価がおこなえる、新技術や方法を採用してよい。

なお直ちに対策が必要と判断される損傷を確認した場合には、速やかに監督員に報告する。添架物件に損傷を発見した場合も監督員に報告する。

(2) 損傷状況の記録・損傷の評価

定期点検で作成する損傷図は、補修工法を検討する際に、補修数量が把握できる内容とすること。また、損傷程度の評価は、山梨県橋梁点検要領に基づきおこなう。

(3) 健全性の診断

点検システムを使用して、健全度Ⅰ及び健全度Ⅱを算出する。損傷の状態、その原因や進展の予測、全体の機能等へ与える影響等について技術的に判断し、部材単位毎及び橋梁毎に

健全性の診断（Ⅰ～Ⅳの判定）をおこなう。

（４） 第三者被害予防措置（打音検査）

- ① 桁下を道路が交差する場合
- ② 桁下を鉄道が交差する場合
- ③ 桁下を公園あるいは駐車場として使用している
- ④ 接近して側道又は他の道路が併行する場合

等、第三者被害の危険性が想定される橋梁については、監督員との協議のうえ「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成28年12月 国土交通省道路局 国道・防災課」により必要範囲について打音検査、応急措置、防錆処理、現地での記録をおこない、点検結果は損傷図に記載する。

（報告書作成）

第16条

点検結果は、定められた様式に必要な事項を入力し、点検結果のデータ処理、橋梁一般図の編集、橋梁点検調査表の作成、損傷図の作成、損傷写真等の登録・編集、現地と橋梁台帳に相違が確認された場合は橋梁台帳の修正をおこない、点検結果に関する帳票類と橋梁診断書をまとめて報告書を作成する。なお、点検記録表（国様式）の点検責任者の欄には、健全性の診断（Ⅰ～Ⅳ）までおこなった点検員の氏名を記入すること。

次回点検の参考とするため、各橋梁について、桁下状況、交通規制の有無、点検の所要時間、使用した仮設備と建設機械の情報を様式に記載すること。点検に仮設備と建設機械を使用した場合は、使用状況が確認出来るように点検の様子を撮影して報告書に記載すること。

（業務カルテ作成・登録）

第17条

- 1 受託者は、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システム（(財)日本建設情報総合センター。平成7年3月）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員に提出、承諾を得た後に(財)日本建設情報総合センターに提出するとともに、「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、次の通りとする。

- （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- （２）完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- （３）なお、業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

（成果品）

第18条

提出すべき成果品は下記によるものとするが、これと異なる場合は担当職員と協議するものとする。なおJR跨線橋（下部）点検結果の成果は、本業務にて取りまとめ、点検結果の報告書を提出すること。

- ・電子媒体（CD-R）2部
- ・紙による報告書 2部（正・副）
- ・その他、監督員が必要とするもの

（その他）

第19条

- 1 現地立ち入りを行うときは、事前に監督員に連絡するとともに関係者と十分な協調を保つこと。
- 2 提出された成果品に不明瞭な点及び誤り等が生じた場合は、成果品引渡後についても、

監督員の指示に従い速やかに訂正すること。

- 3 この仕様書に記載されていない事項、及びこの仕様書に疑義が生じた場合は監督員と協議し、その指示に従うものとする。
- 4 本業務で使用する技術基準等は、最新の図書を使用するものとする。

担当 蕪崎市役所 建設課 建設土木担当 0551-45-7625